

## コンテンツ利用許諾契約書（案）

\_\_\_\_\_（以下「甲」）と **so? notebooks**（以下「乙」）とは、著作物の利用に関し、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（利用許諾）

甲は、乙に対し、別添記載の作品（以下「本著作物」）と作品情報につき、2に定める利用を許諾し、別添に従い、本著作物に関する情報を乙に提供する。なお、本契約では、本著作物に関する非独占的利用に関して規定する。

1. 利用作品名・画像：別添参照
2. 利用内容：**so? notebooks** ノート製品の製造販売の目的で利用されるメディア全般（SNS、**so? notebooks** ホームページ、**so? notebooks** ブログ、**so? notebooks** 各種オンラインショップ、看板、広告、印刷会社・広告制作者とのデータ授受に利用される e メール、色校正紙、**dropbox** 等の電子ファイル保存・共有メディア等、書面・電磁的利用不問）での利用に限る。

### 第2条（製品の製造・販売）

**so? notebooks** ノート製品の仕様・価格設定、販路選択等、製造と販売に関するすべての決定は、**so? notebooks** が行う。

ただし、本著作物の製品化にあたり、色校正を実施する場合は、甲は、これを自ら行うか、**so? notebooks** に委任するかを選択することが出来る。いずれを選択するかについて、甲は、別添にこれを明記する。

### 第3条（著作者人格権）

1. 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合（拡大・縮小、色調修正等を施すことも含む）には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。
2. 乙は、本著作物を利用するにあたり、別添に定める通り、著作者の表示をする。

### 第4条（保証）

甲は、乙および **so? notebooks** ノート製品の製造販売に関与する他関係者に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであること、並びに、第三者からクレームがあったときの処理責任や費用負担について、甲が負担することを保証する。

### 第5条（対価）

乙は、甲に対し：

1. 本著作物利用料：本著作物の利用許諾の対価として、一作品につき金 20,000 円（消費税込み）を、本著作物の利用開始前までに支払う。なお、「一作品」とは、ノート製品一部制作するために使用されるデザイン一式を差す。
2. 印税：本著作物が表紙デザインとして利用されたハードカバー製品 1 部につき 100 円、ソフトカバー製品 1 部につき 50 円を支払う。
3. 1 および 2 の支払いの際に生じる手数料は、乙の負担とする。
4. 現物：本著作物が表紙デザインとして利用されたハードカバー製品 1 部、ソフトカバー製品 1 部を無償で提供する。
5. 支払い期間：本著作物が表紙デザインとして利用された so? notebooks ノート製品が市場に出た日(オンラインショップにおいて製品が購買可能になった日、もしくは、直販により製品が購入された日のいずれか早い方)より起算して 3 年間は、上記 1 および 2 に従い、支払いを行う。3 年経過後は、その間の製品の売れ行きを勘案し、甲乙別途協議の上、本著作物の継続利用の可否、対価等について見直しを行うものとする。

#### 第 6 条 (キャンセルポリシー)

甲が、本著作物の so? notebooks ノート製品への利用を中止することを希望する場合、その旨を、該当するノート製品の製造開始に先立ち、乙に通知する。

1. 通知期日：本著作物を表紙デザインとして利用したノート製品の製造に関する印刷・製本会社への支払いが発生する前日。なお、この「支払い」は、
  - 1-1. 当該製品の製造に要する費用の支払い
  - 1-2. 印刷・製本会社のキャンセルポリシーにより、当該製品の発注を中止することにより発生するキャンセル料の両者が該当する。
2. 返金：本著作物利用料の支払い後、製品の製造開始前に、本著作物の利用中止となった場合は、甲は、乙に対して、本著作物利用料を乙が指定する方法で返金する。この場合、返金の際に要する手数料等は、甲が負担する。
3. 製造に関する支払い発生後に甲が本著作物の利用中止を求める場合：以下のいずれかの方法で利用中止とする。
  - 3-1. 直ちに利用停止を希望する場合：甲が製造された全製品を定価(日本円、税込)で買い取る。買い取りにあたり、送料が発生する場合は、甲がこれを負担する。
  - 3-2. 利用中止を希望するが、直ちにである必要はない場合：製造済在庫の完売を待ち、その後の増刷を停止する。

また、原則的に、本著作物を利用したノート製品の販売後に本著作物の利用を中止

する場合、当該ノート製品に関する情報は、so? notebooks の過去の作品に関する情報として、so? notebooks のホームページ等に引き続き掲載される。ただし、甲がこれを希望しない場合はこの限りではない。

#### 第7条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩又は開示してはならない。

#### 第8条（契約解除）

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

#### 第9条（その他）

本契約に定めのない事項については、甲乙別途協議の上、決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名および署名の上、各自1通を保持する。

氏名  
甲 署名

年 月 日

氏名  
乙 署名

年 月 日

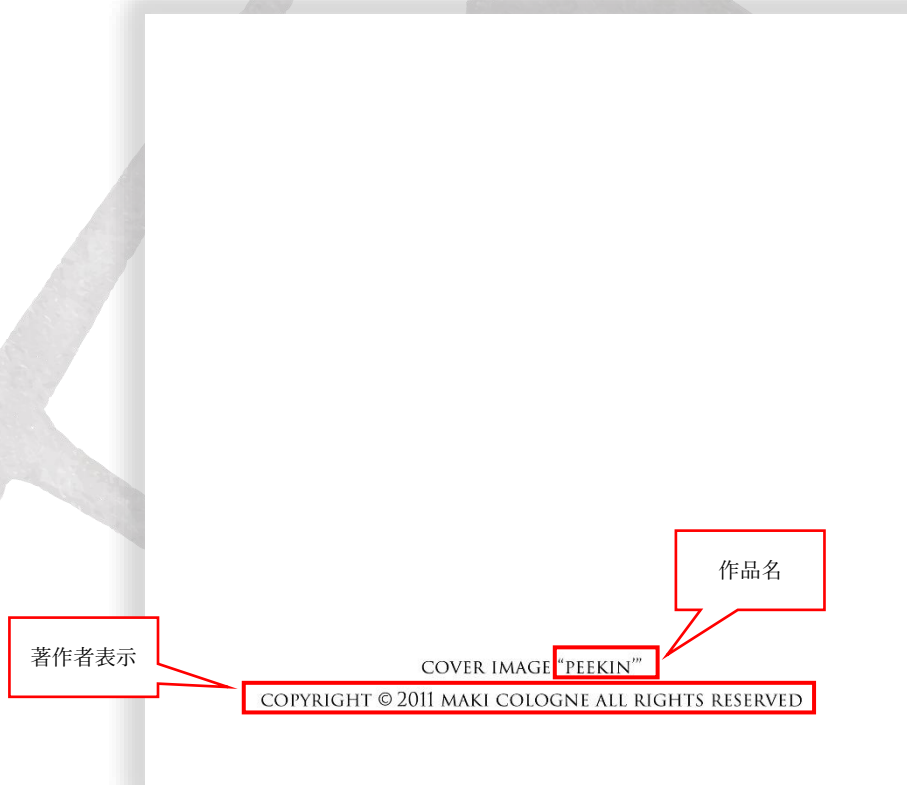
®

別添

1. 提出する画像の要件：

- サイズ 2000×2000pixel 以上で 72 pixel/inch 以上、またはサイズ 160mm×160mm 以上で解像度 300 pixel/inch 以上
- JPEG 形式
- タイトルとストーリーがあるもの

2. 著作者表示：本著作物を表紙デザインとして利用したノート製品の扉に、以下のフォーマット通り、著作者名が表示される。



3. 色校正紙の確認作業（該当する方にチェック）

- 著作者が実施する
- so? notebooks に委任する

4. Thank You Letter

製品は、参加デザイナー一同からのお礼状を同封して販売します。

そのため、後日、手書きのコメントとサインのスキャンデータ提出をお願いします。

5. 作品情報

作品画像とタイトル	タイトル：
-----------	-------

	(画像を挿入)
制作年	
著作者表示名 (本名もしくは筆名等)	
作品に関するメッセージ	

